

令和2年度 第7回西宮市農業委員会臨時総会議事録

1 日時： 令和2年9月23日（水） 午後2時30分から午後3時10分まで

2 場所： 西宮市役所 東館8階 大ホール

3 出席者：

【委員】（13名）

（会長）	1番	松本	俊治
（会長職務代理者）	2番	庄治	郁夫
（委員）	3番	吉井	幸弘
	5番	吉村	修
	6番	川東	弘之
	7番	奥村	幸弘
	8番	前田	豊
	9番	大前	有三
	10番	高田	孝
	11番	光岡	大介
	12番	松本	彌生
	13番	木下	勝博
	14番	茶谷	巖

【事務局】

（事務局長）増尾 尚之 （主査）松谷 卓人 （主査）安倍 智洋 （主事）中田 奈穂美

4 欠席者： 1名

5 傍聴者： 0名

6 議事案件：

【議案第8号】 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定の件
〈審議結果：承認〉

【議案第9号】 生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件
〈審議結果：承認〉

【報告第11号】 農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届出受理の件

【報告第12号】 農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

【報告第13号】 西宮市農地等改良届取扱要綱第3条の規定に基づく届出受理の件

【報告第14号】 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

7 議事内容 :

午後 2 時 3 0 分 開始

議 長

委員の皆様、本日は御苦勞様でございます。定刻になりましたので、ただいまから農業委員会総会を開会します。初めに、今月の定例総会においては、新型コロナウイルスへの感染症対策を行ったうえで、通常どおり開催させていただきたいと考えております。委員の皆様には、何とぞ御理解いただきますようお願いいたします。

それでは、総会を始めさせていただきます。

本日の出席委員は、13名です。過半数に達していますので、本日の農業委員会総会は成立しています。

それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにして御異議ありませんか。

委 員

(異議なし)

議 長

異議なしとのことですので、5番吉村委員と、6番川東委員を議事録署名委員に指名しますので、よろしく申し上げます。それでは、これより議案審議に入ります。まず、議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定の件」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

それでは、御説明させていただきます。議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定の件」でございます。

【議案書朗読】

農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等事業は、農地法によらず農地の貸し借りを可能にするものです。農地法第3条許可要件との違いは、農地法第17条の賃貸借の法定更新に係る適用がなく、当初定めた貸し借りの期間が満了すれば、農地所有者に農地が戻ってくること、下限面積に係る基準がないこと、市町村が作成することから地域調和に係る基準がないこと、労働力の確保を判断する以外は農地法第2条の世帯員等の考え方を適用しないことです。当該手続きにおいて、権利関係を発生させるためには、市が作成した農用地利用集積計画を農業委員会総会で決定し、市が広告しなければなりません。

それでは、事前配付しております資料「農用地利用集積計画」を御覧ください。

【資料朗読】

このとおり、要件を全て満たすと考えております。

議 長

事務局の説明は終わりました。

次に、地元委員の説明となります。高田委員お願いします。

高田委員

議案第8号について御説明いたします。申請農地については、墓園北側入口から西へ30メートルのところにあります。これらの農地は、議案第8号資料の経営計画書のとおり適正に管理されており、利用権設定を行うことに問題ないと思われまます。

以上で、地元委員の説明を終わります。

議 長

説明は終わりました。本件に対して御質問、御意見はありませんか。

委 員

(質問、意見なし)

議 長

なければ、議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定の件」につきましては、承認することにして御異議ありませんか。

委員
議長

(異議なし)

御異議がないようですので、議案第8号につきましては、承認することとします。
続きまして、議案第9号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の
主たる従事者証明書交付の件」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、御説明させていただきます。議案第9号「生産緑地法第10条の規定に基
づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件」でございます。2件ございま
す。

【議案書朗読】

まず、番号1についてですが、生産緑地として指定されております本申請地の農業の
主たる従事者が死亡により農業に従事することができなくなり、生産緑地法第10条の
規定に基づき、市長に対して生産緑地の買取り申出をするにあたり、農業委員会に対し、
申請者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者に該当することについての証明書の
交付申請がなされたものです。

続いて、番号2についてですが、生産緑地として指定されております本申請地の農業
の主たる従事者が、故障により農業に従事することができなくなり、生産緑地法第10
条の規定に基づき、市長に対して生産緑地の買取り申出をするにあたり、農業委員会に
対し、申請者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者に該当することについての証明
書の交付申請がなされたものです。

以上で議案の説明を終わります。

議長

事務局の説明は終わりました。

次に、地元委員の説明をお願いします。番号1について、奥村委員をお願いします。

奥村委員

議案第9号番号1について御説明いたします。申請農地については、中学校の北西に
位置しており、耕作地として適正に管理されています。

以上で、地元委員の説明を終わります。

議長

次に、番号2について、木下委員をお願いします。

木下委員

議案第9号番号2について御説明いたします。申請農地については、調整池の南に位
置しており、耕作地として適正に管理されています。

以上で、地元委員の説明を終わります。

議長

説明は終わりました。本件に対して御質問、御意見はありませんか。

委員

(質問、意見なし)

議長

なければ、議案第9号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主
たる従事者証明書交付の件」につきましては、証明書を交付することにして御異議あり
ませんか。

(異議なし)

議長

御異議がないようですので、議案第9号につきましては、証明書を交付することとし
ます。

議案審議は、以上の2件です。

続きまして、これより、報告案件に入ります。

まず、報告第11号「農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届出受理の件」を報
告します。事務局の報告をお願いします。

事務局

それでは、御説明させていただきます。報告第11号「農地法第4条第1項第8号の

規定に基づく届出受理の件」でございます。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含めて法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので報告します。

議 長
委 員
議 長

事務局の報告は終了しました。本報告に対し、御質問はありませんか。

(質問なし)

質問もないようですので、本報告はこの程度にとどめます。

次に、報告第12号「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事 務 局

それでは、御説明させていただきます。報告第12号「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」でございます。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含めて法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので報告します。

議 長
委 員
議 長

事務局の報告は終了しました。本報告に対し、御質問はありませんか。

(質問なし)

質問もないようですので、本報告はこの程度にとどめます。

次に、報告第13号「西宮市農地等改良届取扱要綱第3条の規定に基づく届出受理の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事 務 局

それでは、御説明させていただきます。報告第13号「西宮市農地等改良届取扱要綱第3条の規定に基づく届出受理の件」でございます。西宮市農業委員会農地等改良届取扱要綱は、農地等の改良に関し必要な指導を行うことにより、農地の保全及び高度利用並びに農業経営の合理化を図ることを目的として設置されています。要綱第3条では、農地改良を行おうとする者は、農地改良届及び添付書類を西宮市農業委員会に提出するよう定められており、要綱第4条では、委員会が必要に応じて現地調査を行うものとし、その内容が適正と認められるときは、農地等改良届受理通知を交付するとともに、農地等改良の完了まで必要な指導を行うことが定められています。

それでは、議案書7ページを御覧下さい。

【議案書朗読】

以上、添付書類も含めて要綱の規定を満たしているため届出を受理しましたので、報告いたします。

議 長
委 員
議 長

事務局の報告は終了しました。本報告に対し、御質問はありませんか。

(質問なし)

質問もないようですので、本報告はこの程度にとどめます。

最後に、報告第14号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事 務 局

それでは、御説明させていただきます。報告第14号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」でございます。

【議案書朗読】

現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認し、会長専決により証明書を交付しましたので、報告いたします。

議 長
委 員
議 長

事務局の説明は終わりました。本報告に対し御質問はありませんか。
(質問なし)
質問もないようですので、本報告はこの程度にとどめます。
以上で、本日本日予定していました報告案件はすべて終了しました。
これもちまして、本日の農業委員会定例総会を閉会します。

午後3時10分 終了

上記議事録を正当と認め、署名する。

(議長)

_____ (印)

(委員)

_____ (印)

(委員)

_____ (印)